防災に関すること

災害・環境対策特別委員会資料 令 和 5 年 6 月 1 4 日 防災まちづくり部防災課

地域防災計画

(1)地域防災計画とは

- ・国の防災基本計画に基づき作成しなければならない計画
- ・業務の大綱、訓練などの災害予防、情報収集・伝達、避難、救助等の 応急対策などを規定
- ・毎年度検討を加え、必要時には修正しなければならない。

(2) 品川区地域防災計画

- ・現行の品川区地域防災計画は、平成29年度に大規模修正
- ・総則編、震災編、風水害編、その他編、災害復興編により構成

平成29年度の大規模修正から約5年が経過し、最新の被害想定 や、国や都の動向などを反映するため、令和5年度に品川区地 域防災計画の大規模修正を行う。

(3)修正方針

修正の考え方

- ①首都直下地震における被害想定の見直しの反映
- ②東京都地域防災計画との整合
- ③過去の災害の教訓・事例の反映
- ④訓練成果等の反映

令和4年度

地域防災計画大規模修正

事前検討

<u>(4) スケジュール</u>

令和5年度

地域防災計画大規模修正

令和6年度

地域防災計画に基づき各種 マニュアル等を修正

受援体制

災害の規模が甚大になればなるほど区単独での対応は困難になると予想

令和3年6月に「品川区災害時受援計画」を策定

- ・自衛隊、警察、消防からの受援
- 人的受援、物的受援を規定

避難計画

(1) 災害種別に応じた避難

- ①避難所等への避難
- ・大規模震災発生時は、区民避難所等を開設し避難者を受入れ
- ・風水害時には、自主避難施設・避難場所を開設し、避難者を受入れ
- ②在宅避難
- ・自宅での居住が可能な場合、在宅避難を推奨

(2) 備蓄

- ①行政
- ・想定される避難所避難者数に応じた食料等を都と連携し3日分備蓄 4日目以降は国等からの支援物資を受け入れるための輸送体制を構築

②区民

- ・在宅避難に備え、水・食料、簡易・携帯トイレを3日分(なるべく1週間
- 分)の備蓄と、循環備蓄(ローリングストック)について周知啓発

避難所運営

- (1) 大規模震災時の区民避難所
- ・防災区民組織による避難所運営会議により運営し、避難者も運営に協力
- (2) 風水害時の避難施設・その他の避難所
- ・区職員により開設・運営
- (3) 平素における検討
- ・地域、学校、区による避難所連絡会議において、開設手順、ペット受入れ などを検討し、訓練を実施

要配慮者支援

- (1) 避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成
- ・個別避難計画に基づく直接避難
- (2) 避難誘導ワークショップの開催
- ・支援体制づくりの手引きを全防災区民組織に配付
- (3) 防災区民組織と福祉関係者の連携強化
- ・両者による検討会を実施

災害廃棄物処理計画

大規模災害時に発生する大量の災害廃棄物を、迅速・適正に処理することにより、区民生活の再建に資するよう、令和4年4月に策定

- ・ごみの発生量の推計に基づく、仮置場候補地の指定
- ・関係機関、事業者、区民の役割の明確化
- ・平常時における検討体制の構築
- ・発災後の時系列別の処理手順の規定

具体化する対策

- ・自助・共助体制の充実強化
- 地区防災計画の作成支援
- ・多様な避難への対応
- ・被災者の生活再建に向けた支援
- ・風水害編の見直し
- ・複合災害への対応
- 新たな計画の反映 など